なつた。ところで、この制度が中世武家法に如何なる程度まで影響を及ぼし且つ繼受されてゐるかは未だ一つの疑問に屬するが、諸種の史料に就いて見れば、矢張り中世武家法においても亦上代的彈劾主義が行はれてゐたことを考へざるを得ない。

先づ第二節の末尾に述べたる審理手續によるに、鎌倉室町の兩幕府法を通じて訴訟はいづれも訴狀によつて裁判をしたことのみしか記されてゐないし、また『庭訓往來』には室町時代の刑事訴訟について、

管領・執事・奉行人・檢斷所司代、賦訴狀於右筆之時、以小舍人或下部等、召出犯人於侍所、記錄申詞、依言色體嫌疑、糺明犯否之時、所犯已無所遁者、則召籠之、

とあるのは、甚だ珍重すべき記述である。すなはち、今これに依つて事を考へるに、先づ告人が訴狀を提出すると、管領・執事・奉行人・檢斷所司代・等が訴狀を右筆に渡し、小舍人或ひは下部等をして犯人を侍所へ召出させて自白を記錄にとどめると同時に、顏色態度などによつて犯否を糺明し、若し遁るるところ無ければ勾禁するといふのであつて、この場合、刑事訴訟が告人の彈劾に依つて行はれたことを明かにしてゐる。もとより、これのみを以てしては、彈劾なければ裁判し得なかつたといふ根本原則を導ひ出すのは困難であるが、しかし、少くとも彈劾主義が採用されてゐたことを推察せしめられるのである。

ところで、右の推察を一層確かむるものとして、われわれは差し當り二つの重要なる根本史料を指摘することが出來る。その第一は、至德二年四月日の大法師榮曉の重申狀に、『次以預所當職恩補、嚴瑜備無科支證歟、是又無謂、其故者、貞治拜任之日者、無訴人之故也、世間話云、獄前死人無訴者、無檢斷云々、誠依無訴人實犯不顯者、不足爲支證者哉』とあるものであり、第二は、平金丸の申狀に、『件所職者、金丸重代相傳之所帶也、而去年九月比、親父左衞門尉清重與太郎左衞門清長引出喧嘩之刻、罷蒙御罪科畢、此條一向當座之酒狂也、其上敵太郎左衞門尉者一門也・親類也、仍不經幾日卽和與畢、既無指訴人之上者、罷預御免許之條、非無其例歟』とあるのである。

先づ第一の場合に就いて見るに、獄前に死人があつても訴へが無ければ檢斷を行はないといふ『世間』の話があるといふのであるが、これは甚だしく徹底

せる彈劾主義である。しかして、ここに世間の話とあるのは單なる昔話の語り傳へであるかといふに、然らず。かかる原則が實に鎌倉時代の現行法であつたが故にこそ、大法師榮曉は直ちにこれを引いて、まことに訴人なきにより、實犯顯はれざれば支證となすに足らずと力說するに至つた所以である。すなはち、訴人が無いから現行犯にあらざる以上は證據となすものがない、といふのである。この一言は甚だ貴重なものがあると言はねばならぬ。次に第二の場合について見るに、酒狂の上にて喧嘩せる者が一門の好みを以て數日中に和解してしまつた。故に、この喧嘩に關して訴人が無い以上、和解の旨に任せて御免訴を蒙るべきは世にその例なくはない、といふのであつて、ここにも矢張り彈劾主義が當代一般に行はれてゐたことを有力に暗示してゐる。總じて、わが中世武家法は武家の間に發達し來つた慣例法を基礎とせるものではあるが、それと同時に他法系の影響を受くること甚だ少くなく、特に公家法から多くのものを攝取してゐる。ここにその重要なる一例を擧げれば、『吾妻鏡』建長五年二月二十五日の條に、小兒の刃傷に關し京都の法家の意見を徵し、『式目之外者法意ヲ守天、又時儀ニよりて御計候也、』と言ひ、結局法意に基いて贖銅に處した。[五] これによつて見れば、式目に規定なきか又は先例も無いやうな場合には實に律令の法意を適用したのであつて、かかる例は珍らしくはないのである。されば、武家の刑事訴訟法が律の規定もしくは精神に基いて彈劾主義を採つたのは毫も異とするに足りないところであつて、或る意味においては寧ろ當然であつたとも言ひ得るであらう。されば、かかる見地に立脚して、わたくしは中世武家の刑事訴訟法は彈劾主義であつたと推考するものである。

彈劾は官憲これをなし得たこと言ふまでもないが、更に、被害者の親族においても亦これをなし得た。『東大寺文書』に收むる曆應二年五月の氏女申狀に、男兒を搦め捕られしによつて訴へて、『子息覺尋、中納言房、去十二日聊令物詣之處、於路次爲金命(余カ)男沙汰搦取之、渡置寺門畢、此條其過何事哉、偏失東西而令迷惑者也、不慮横災、歎而有餘、啻非失一身之生涯、忽被與親類之恥辱畢、所詮就是非不備所犯之支證上者、以別心致其沙汰之條勿論也、然上者、總被召置全命男、被拷訊之時、不可有其隱者歟、愁吟之餘、乍憚勤子細矣、』と言つてゐる。[六] この申狀は親族(母)の彈劾と

して最も意を盡せるものであらう。

裁判所が訴狀を受理したならば、これに基いて或ひは官憲が被告人の追捕に向ひ、或ひは被告人に對して召喚狀が發せられた。ここに說明の便宜のために『深堀記錄證文』に據つて論述を試みるならば、吉野朝時代に屬する康永三年三月肥前の深堀時廣が同族時元等のために同國戸町浦において放火狼藉せられたので幕府に訴へ出た。そこで一色範氏は時元等の被告人に對して參對せしむるとともに、官憲に命じて放火狼藉の狀態を臨檢せしめた。被告等に發せられたる召喚狀は、

深堀三郎五郎時廣申、於肥前國戸町浦致放火狼藉由事、訴狀如此、早可被參對候、仍執達如件、

曆應五年三月廿日　　（小俣道剩）沙彌（花押）

深堀五郎（時元）二郎殿

と言ふのであつた。卽ちこれによつて見るに、裁判所は先づ原告の訴狀の寫しを副へて被告に對して召喚狀を發したのであつた。しかして、それと同時に出

先官憲――守護――に命じて實地檢證をなさしむるために、

深堀三郎五郎時廣申、同五郎二郎時元等、於肥前國戸町浦致放火狼藉由事、訴狀如此、長與民部二郎入道相共莅彼所、云放火之段、云狼藉之篇、遂檢見載起請之詞、可被注申候、仍執達如件、

曆應五年三月廿日　　（小俣道剩）沙彌（花押）

小宮（通廣）三郎殿

と命じた。ここでも亦原告の訴狀の寫しを副へて、實地檢證を遂げ注申狀を提出すべしと言ふのである。

さて、裁判所は證據固めをなすと同時に、上記の如く被告を召喚して原告と對質訊問を試み、その結果によつて判決を下すこととなるのである。しかして、審理の際には屢々拷問が加へられた。

なほ、しからば原告に對する三審の制度や、その他諸種の點についても亦律令法と全く同じき制度が行はれたるや否や、と反問された場合には、わたくしは、不幸にして未だこれに對して斷定的見解を述ぶることが出來ない。何故なれば、

武家法はその武斷性の故に告言人に對するかやうに煩瑣な手續を踏み得たるや否やが十分に疑問に値するからである。ただ、告言人の地位――すなはち告言をなし得る者は被害者のみなりや、その一門の者のみに限られてゐたや、將また廣く一般第三者や官憲なども告言し得たるや、といふ問題については、最後の場合であつたと言ふことが出來る。蓋し、守護地頭などはそれぞれ彈劾・追捕をなす義務を有して居つたのみならず、庄民の如きもその Genossenschaft 的な生活の結果よりして庄内の治安維持のために相互に扶助し合つたから、刑事犯人の出來た場合などには守護地頭に注申してゐた點からも推察せられるのである。

一　古事類苑、法律部、第一卷、第九四一頁所引。

二　この二史料は、中田博士『古法制雜筆』（國家學會雜誌、第三十四卷、第七號、第八四頁）に引證されたるものにかかることを明記して置かねばならぬ。

三　東寺百合文書、む一乃至二〇。

四　東寺百合文書（白河本）、三八。尙ほ本書は年代を缺いてゐるが、中田博士の說によれば、『文中の淸重の名は同文書三七、弘安二年九月晦日の松茸送狀に見えたり、』とある。して見れば兩史料とも鎌倉時代のものにかかる。

五　吾妻鏡、第四十三（新訂增補國史大系、第三十三卷、第五六〇頁）。

六　大日本史料、第六篇之五、第九三四頁。

七　大日本史料、第六篇之七、第七九頁乃至第八一頁。

八　なほ本件につき裁判所より召喚を受けたる被告人は容易に出頭せざるのみならず、翌日には更に原告に對し苅麥や刄傷狼藉の數々を働き、仍つて原告の重訴狀の提出があり、裁判所また被告人等に對し召喚狀を發するところがあつた（大日本史料、第六編之七、第一二四頁乃至第一二八頁參照）。

訴狀に基いて裁判が行はれた。その審理の方法は本節の劈頭に揭げたる『庭訓往來』の記述によつて簡單に知ることが出來る。しかして、この審理に當つて拷問の加へられたことは、律令の『拷問』を繼受した點から考へても、また武家の精神から考へても想像に難くないが、特に中世末期に至ると凡ゆる苛烈なる方法が採用されて行つた。これに次いで判決がなされた。判決は恐らく犯人の前で判文を朗讀するに止まつたであらうと思はれる。

六　神　判

以上述べたる刑事裁判は、それぞれ當該裁判官の審理――むしろ『拷訊』――を經て斷罪されたものであるが、すでに別の機會に述べたやうに、中世は法と道德と宗教との融合せる時代であつて、特に刑事裁判において宗教的色彩のもつとも濃厚なる神判の行はれたことは、ここに一言して置かねばならぬ。それは、ひとり寺院法においてのみならず、武家法の民事裁判にも刑事裁判にも屢々行はれた事柄である。是はすでに別の機會にも述べたことであるが、『吾妻鏡』寛喜二年五月六日の條には、去る夜、幕府内に盜人あり、執權泰時大いに驚き且つ憤り、その夜參候した輩を集めて糾彈したところ、その中に恪勤一人美女一人に疑ひがかかり、仍つて鶴岡八幡宮に參籠せしめ起請文を書かせることとなつた。乃ち、盜犯ありや否やを神の裁斷に任せんとしたのである。然るに同月十四日にいたり、この嫌疑のかかつた恪勤美女は『起請文之失』[一]あるにより子細を糺明した處、盜犯の一件が忽ちに顯はれたのであつた。[二]

更に同書寛元二年七月二十日の條には、落合藏人泰宗と市河女子藤原氏とが姦通したりとて、藤原氏の舊夫見西から訴へて出たので、この兩人を荏柄社壇に參籠して起請文を書かしめその失を檢したるに、八月三日にいたるもその失が現はれなかつた。これ蓋し見西が自己の舊妻に對し虛僞の訴へをしたからであつた。何となれば、見西は初め婚姻にあたり、若し汝を離別する如きことあらば某々の所領を與ふべしとの契狀を妻に與へて置いたので、今、妻を離別するには正當な理由なき限り件の所領を與へねばならず、かくて姦通を僞訴することに依つて離別を正當づけ、とりもなほさず所領を契狀に從つて與へずに濟したいと考へたからに外ならなかつた。幕府の裁判官が初めの契狀に任せて舊妻に所領を與ふべしと命じたのは[三]もとより當然のことであつた。

これ以外に神判に關する事例は甚だ多いが、ここでは詳しく述べるいとまが無い。[四]ともかく、武家の法制も多くの點において神佛に依據してゐたのであつた。[五]

一　『起請之失』といふのは、起請文を書いて七日間社前に參籠してゐる間に、鼻血出事、書二起請文一後病事、鵄烏矢懸事、爲レ鼠被レ喰二衣裳一事、自二身中一令レ下レ血事、重輕服事、父子罪科出來事、飲食時咽事、乘用馬斃事、の九つの内、一つでも該當事件が出來れば、卽ち起請之失ありとして有罪なり敗訴なりの宣告をされるのである。その詳細は御成敗式目追加に見えてゐる。尙ほこの參籠起請以外に、湯起請や鐵火裁判なども行はれた。

二　吾妻鏡、第廿七（新訂增補國史大系、第三十三卷、第九五頁）。

三　吾妻鏡、第三十六（新訂增補國史大系、第三十三卷、第三二九頁。）

四　神判については、拙稿『日本中世寺院法に於ける司法制度』（四）（法學志林、第三十七卷第三號以下）に詳し。

五　この點に就いては、本書第一二四頁以下參看。

七　餘　論

以上の如き制度は中世末期になると大なる變化を齎した。守護の大名化が卽ちその重要な原因であつて、戰國諸家の分國法には多くの戰國的規定を見たのであつた。例へば長曾我部掟書第二十六條には、盜賊あらば卽時これを搦め捕つて奉行方まで屆け出で、歴然たるにおいては首を斬るべきこと勿論なり、としてゐる如き、また同第二十九條に、『人を斬りて走る科事、則はりつけにかけへし、其在所爲二地頭庄屋近所之者一、卽時追掛搦捕可二言上一、搦捕儀不レ叶者則可二相果一、若にけのかし候者、在所可レ懸レ科』とて、人を斬りて逃ぐる者をはりつけに處し、その在所の地頭・庄屋・近所の者どもは卽時にこれを追ひ掛けて搦め捕るべく、若し搦め捕り得ない場合にはその場で斬り殺しても差支へない云々といふ恐ろしく武斷的なことが行はれて、其處にはも早や曾ての刑事裁判らしきものは次第に影をひそめたのみならず、甚だしきことには、若しこの殺人犯人を追捕しなかつた場合にはその在所の者に刑罰を科するといふ連坐の制度がいかめしく社會に君臨した。さうして、このことは、ひとり長曾我部領においてのみ見られた事柄ではなく、戰雲低く世を掩ふてゐた中世末期にあつては一般に行はれた事柄であつたのである。

このやうな戰國的犯人處斷の方法は、鎌倉幕府によつて始められたる固有の武家刑事訴訟法を根柢より變革して行つたのは多言を要しない。すなはち、從

來、極く輕微なる犯人を地頭が、重犯に屬しない輕犯を守護が、それぞれ與へられたる權限として處斷し來つたが、重犯においては幕府の侍所または六波羅や鎮西などで行ふこととし、その違亂を絶えて許さなかつたのであつた。しかして、室町幕府法も亦この組織を採用したのであるが、その中葉以降になつては守護の權限大いに伸張し、ほしいままに寺社領・本所領・國衙領を押領して彼等は次第に近世的な大名に昂揚し始め、本來の守護の權限をはるかに超脱した。室町幕府の權威がこの間において地に墜ちたのは言ふまでもない。ここにおいてか、守護等は――卽ち大名等は――從來の侍所・六波羅および鎮西の有したる强大なる刑事裁判權を奪つてこれを自己の手中に確保し、それぞれ自己の領國內において刑事裁判權を行使するに至つたのである。言ふまでもなくこれは中世裁判制度史上における最も大きな變革たるを失はぬ。さうして、これが德川氏によつて統一せられ近世的な形態に發展するまでには、なほ若干の歲月を經るを要したのである。

一　日本經濟大典、第一卷、第六六四頁。

索引

（假名遣ひの法に依らず、字音による）

あ

惡黨……四
天津罪……一八
明沙汰文言……二三三

い・ゐ

一族……一〇
一門……一〇
——の中より放つ……九一・九二
一期分……一六一
一期知行……一六一
一期領主……一六一
一圓知行……一五二・一六六
イリアヒなる文字……三一〇
入木・入草……二七四・二六六
入會
——の初見……三一
——の性質……一五一
——の觀念……三一一
——と住民……二六四
契約による——……二七四
入會權
——の制限……二九〇
——の紛爭……二七八
——の狹少化……二六一
——の法的性格……三〇二
一圓知行地の——……二九四
地頭補任地の——……二九四
入會制度……二五三
古代の——……二五三
王朝時代の——……二五四
既往の——研究……二四九
入會林野の管理……三〇一
入立文言……二三八
家子郎等……一三三
伊非諸尊・伊非冉尊……一一〇
違勅罪……四六
違亂擔保文言……二三二
磯は地附……三〇八

う

內山……二七〇・二七一・二七二
請人……三四一
宇氣比……一四〇
賣取之重科……二三六
賣渡抵當（本物返）……二三五

え・ゑ

越訴……三一九
永代賣……二二
永代知行……一六〇

永作手の賣買……一六三

お・を

大祓……二四
押買……二〇三
王土王臣……二六・二七
沖は入會……三〇八
恩給……一六六
恩領の賣買禁止……二四四
親子關係……一一九
親子の債務關係……三四一
押領は年紀によらず……一八三

か

海法……三〇九
假證(賣買)……一〇一
開發……六八・七〇・七五
——領主……七六・一二七・一七〇
河大法……三〇五
河水入會……三〇四
先例による——……三〇五
契約による——……三〇六
家督相續……八五
確信犯人……五一
科料……五〇・三一八
火印刑……二四三
慣例法……八五・九二
過怠分の責渡……三三

き

義絶……一二〇・一二一
議請減……三一・三二
記錄所……二九・二八五
起請……六八・六九・七〇・七一・七四・七六・三七七
起請文……九三・一二五・一二六・三六六
起請の失……一二八・三八〇
教化法……一一〇
教令違反……七・七〇・七四・一一〇・一二一
北野神社……一二六
强制執行
——法の進化……三一七
租稅の——……三一九
債權の——……三二一
私的——……三二四
私的——の期間……三二七
公的——……三一九
糺問主義の本質……三六八

く

國質……三三八
國津罪……一八
具書……三一六
口入人……二〇五・二四一
公驗(公券)……一〇〇・一〇八

盟神探湯……八五・九二・一四〇
櫛を投げて他人となる……一二二

け

Gewere……一九三・一九五
契狀……六八・六九・七〇・七三・七四
契約の自由……一二四
形式論理……七〇・七一
權利義務……九四・九五
權利の觀念……九九
權利の行使……一二四
券文の重要性……一〇一・一〇三・一八六
刑法進化史……一一四
刑事訴訟法進化史……三六八
刑罰の身分主義……三一九
刑事裁判(室町時代の)……三五七
源氏平氏之習……五九
檢非違使……三四・三五・五六・五七・五八
——廳の無力化……三五・三五四
——廳の檢斷權……三四八
檢斷沙汰……一三六
——の性質……三三・三四九

こ

御恩……一六六・一三三・一〇一
——の要望……一三四
公法……一〇四・一〇七
公私共利……二八九
公權力と私權力との融合……一〇五
孝道……二・三・四四
鄕質……三三八
拷問(拷訊)……三六五・三六七・三七五・三七九
御家人……二四四
——の所領賣買禁止……三四四
根本領主……一七〇
戶令應分條……七三・七四
小作權の賣買……一〇九
固有法
——の復活……八二・八五・一七一・一七三
——の進出……六二・七七
——の特質……八二
——の權利思想……七六
——の自然存生性……八六
個人主義的權利觀念……一一五・一一七

さ

三審……三七一・三七七
三問三答……三一六
散禁……三五
侍所
——別當……三五〇
——の構成……三五〇
室町時代の——……三五六
裁判

——の公平……一二五・一二八
——と宗教……一二六・一三〇
財産刑……一七
——の増加……四三
——の發達……四九
罪刑法定主義……一二五・一二八
參籠起請……一二八・一九・二八〇・二八一
在地人の證判……二一〇

し

しる……一四二
しるよし……一四二
四職……三五七
證人……三四一
神判……一二七・一四〇・二八〇
神罰冥罰……一二五
神木を立つ……三九
職……八四・九五・九六
——の知行……九七・一三五・一四八・一〇〇
——の種類……一三五
——の本質……一四五
——の淵源……一四六
——と義務……九八
時效(年紀)
土地の——……三二
債權の——……三二・三三
審理……三七六
自由刑……三五・四一
召喚狀……三七六
初答狀……三一六
私法……一〇四・一〇七
私券……一〇〇・一〇八
私民化……一七三
私領賣買禁止……二四四
守護
——の設置……三六〇
——の大名化……三八二・三八四
——の大犯三ヶ條……三六〇
——の刑事裁判權……三六一・三八四
——不入地……三六三
所領……九五・一三二
——保護契約……一六四
所有權……九五
所務沙汰……一二六・三三・三四八
所務和與……一五四
所當知行……一五〇
庄園
——停廢……一七六
——制度の崩壞……八一
庄官職……一五一
下地知行……一五一
主從敵對……一三一
宗教と法……一二六・一二四
親族團結……一一〇

贖罪……一八
——の意義……一七
——法の進化……四九
——の財産刑化……二五・二七・二八
大化年間の——……二九
支那思想と——……二四
律令法における——……四一
贖銅……三一・三二・三六
——の代納……二七
——の納付期間……二六
巡廻裁判……三四
死刑廢止
——法……五四
——の實行……五四・五六・五九
——の撤廢……五五
——の失敗……五九
——の先驅……五三
——と佛教思想……五三
——法の實行難……五五
死刑廢止論……五一・五二・六〇
死骸敵對……一三
寺院法における殺人罪……八
寺社領は年紀によらず……一八四
直訴……三五
重罪裁判所……三五一

す

素盞嗚尊……二
數庄入會……二七一・二七四
數村入會……二七四

せ

占有(知行)……九八・一四八・一五〇・一六二・一七一
正義……三八・三三二
先例……八二・八七・九二・一三七
先祖相傳地……一八九
世俗法……九二
殺生禁斷……五三・五八

そ

外山……二七二
訴人……三六・三七三
訴狀……三二六
訴訟なければ檢斷なし……三七三
總有權……三〇三
尊屬……二・六・七・一〇・一一・二二・一三
惣庄入會……二六九
雙務契約……一三三
雜訴……三二四
雜務沙汰……一三六
——の意義……三二三
——の管轄……三二四
——の重要化……三二〇
贓贖司……三四

た

立野林……二九八
立野錢……二九九
立野用途……二九九
對質訊問……三七七
彈劾主義の本質……三六八

ち

地頭
——の設置……一三五・三六四
——の種類……一五一
——の立野林……二九八
——の林野侵蝕……二九五
——の刑事裁判權……三六五・三六四
——職……一三五・一五二・一六五
——職の寄進……一五四
地主職……一五一
地方分權……八三
忠孝……一三
知行（占有）……九五・九六・一四一
——の本質……一四五・一四八
——の種類……一五〇
——の語源……一四三
——回復……七一
——權の取得原因……一六一
——權の訴訟上の效力……一九三
近世の——……二〇一
廳例……三四八
千座置戸……三
治外法權……八一
父の姦通要求……一三一・一三三
中央集權制……八二
中世法の特徵……一〇五
中世の彈劾主義……三七一
鎭西の刑事裁判權……三五五

つ

罪……一九
——の觀念……一八
——の解除……二三
作人職……一五一
妻の能力……一二一・一二三
追奪擔保……二二〇
——の種類……二二〇
——の責任者……二四〇

て

庭中……三五
手附……二二〇
手繼文書……一〇二・二一三

と

所質……三八

道理（條理）……八二・八七・九一・一三七
道德と法……一二六・一二〇
當知行……一五五
——の性質……一五六
——權の權利推定的效力……一九五
——權不可侵の原則……一九八
當事者訴訟主義……三六九
德政令……二四五
德政文言……二四七
土地臺帳……一八六
土地私有權……六三
東洋道德……三・九・一〇・一六・一八・一四〇

に

二期知行……一六一

ね

年序なる言葉……一七六
年序法（時效法）
——の意義……一七
——の淵源……一七六
——の例外……一八四
——の思想的確立……一七
——の普遍化……一八二
平安時代の——……一八〇
中世武家法の——……一八一
年記賣……二二二・二二六
德川時代の——……二二四

の

祝詞……一八・二〇・二一
野手米……二七四

は

祓……二〇・二二・二〇
——の目的……二二
祓具……二〇・二二・二四・二六・四〇
八虐……四・一一九
判決……三九・三七九
罰金……一五九
賣買（土地）
——行爲能力……二二
——の實質的要件……二二八
律令法における——手續……一七三
中世法における——手續……一七四
班田制度……六三
發見主義……一一六

ひ

卑屬……二・六・七・一〇・一一・一二・一三
人買商人……三九

ふ

フランス民法……六二

フランス革命……一一五
覆問……三九
筆取……一〇四・二一〇
紛失狀……一八七・二一四
太諱辭……二一・二四・四〇
不義……五
不道……四
不孝……五・七・八
——罪……一一九・一二〇
——による離別……一一三
不文法……八五・八七・九一
不知行……一五七・一五九
——の排斥……一九一
不動産物權……一三六・一四五
部分知行……一五四
部落入會……一六八
武士道……一四〇
武家の裁判權……三四八
武家法と宗教……一一四

へ

ベツカリア……五一
辨償文言……二二五
編入主義……一一五

ほ

奉公……一三三・一六六
法家……七三・一一〇
法の尊嚴性……九〇
法の發展過程……七八
法と道德と宗教……一三九・一四一
法律解釋……六二
法律觀念の歷史性……一〇五
傍例……二三四
謀書……二四一
謀書罪……三八
保證人……一一四
本家職……九七・一五四
本所法……八三・八七
本直返……二二五
本錢返……二二五
本物返（賣渡抵當）……二二五
——の種類……二二六
——の本質……二二五
——の期間……二二六・二二七
北條時政……三五一
北條殿之例……三五三

ま

政所……二四七
——別當……二五〇

み

禊……一一三
明法家……七三・七五・七七
名主職……一五二
——の賣買讓渡……一六一・一六八
民要地……二六六・二六八
——の性質……二六六
——の庄園化……二五七・二六一
民事裁判の發達……一三六
民事と刑事との混同……一〇六
身分より契約へ……一一六・一一七

む

村人等共有地……一〇九

め

メーン（ヘンリイ）……一一六
召文……三一七

も

文言……一一九
要式行爲……一一九・一一〇・一一三

り

律令
——の基礎……六三
——の止揚……七七
——の頽廢……八一
——の彈劾主義……三七〇
——の生きた解釋……七三
——と固有法……六一・六八・七六
——裁判制度の弛廢……二四七
領主職……一五一
利錢出擧……三三五

れ

連坐……二八三
連帶債務……二四一
例外法の原則化……七八

や

山手……二七四・二七七
山手米……二七四
日本武尊……二二

ゆ

右筆……一〇四・二一〇
遺言……九七
湯起請……一二六・一二七
有期知行……一六〇

よ

寄人……三一六
寄沙汰……三一一
寄文の樣式……一六五
用益權……九五・一四七・二〇三

ろ

論人……三一六
六波羅
——の組織……三五四
——裁判所……三五一
——刑事裁判權の擴張……三五三

わ

和買……二〇四
和與……三〇七
和與狀……二九六
和田義盛……三五一
輪中……三〇八

昭和十一年五月廿五日印刷
昭和十一年六月一日發行

著作者　細川龜市
東京市牛込區矢來町二十五番地

發行兼印刷者　小池則之

印刷所　東京市神田區三崎町二丁目十三番地　友文社印刷所

日本固有法研究　定價二圓五十錢

發行所　東京市牛込區矢來町二十五番地　振替東京一六三七〇番　電話牛込一〇五五・一〇五六番　南郊社

製本・川勝

大審院判事 草野豹一郎著 三版 刑法總則講義 第一分冊 菊判假綴 二二九頁 一、六〇 稅一〇

東京控訴院判事 小泉英一著 再版 日本刑法各論 菊判上製函入 三四〇頁 二、三〇 稅一四

臺北帝大教授 安平政吉著 新刊 刑法改正の基本理論 菊判上製函入 五〇五頁 三、六〇 稅二二

和歌山高商教授 後藤清著 再版 解雇・退職の法律學的研究 菊判上製函入 四一四頁 三、〇〇 稅一四

九州帝大助教授 高橋正雄著 新刊 ケインズ 貨幣論の研究 菊判上製函入 五六八頁 三、五〇 稅二二

慶應大學教授 野村兼太郎著 新刊 英國經濟史概論 菊判上製函入 四三八頁 二、八〇 稅一四

法政大學教授 平野常治著 再版 最近 貿易及貿易政策 菊判上製函入 三一二頁 二、〇〇 稅一四

東京帝大助教授 渡邊信一著 新版 稿本 農民と勞働市場 菊判假綴 平均五〇頁 各冊 三五 稅〇二

東北帝大教授 中村重夫編 六版 金融法典 縮冊ポケット型 總革製 九二〇頁 一、八〇 稅〇八

東京市牛込區矢來町二五 南郊社 振替口座東京 二六三七〇

708
60

11年7月4日
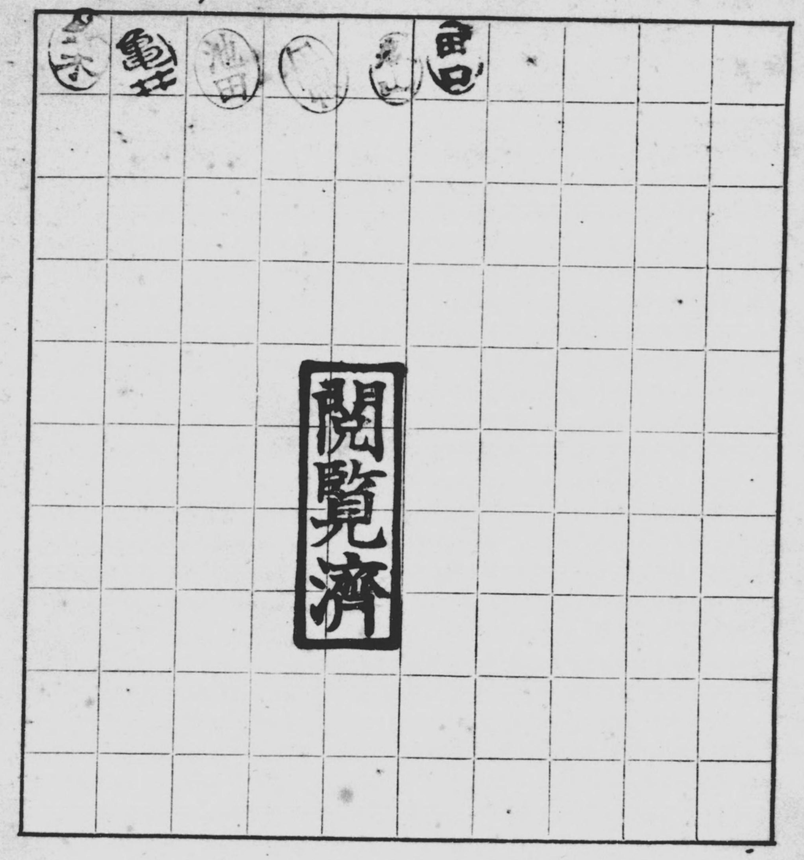
156